

滋賀県全国植樹祭新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(一部抜粋)

令和4年4月8日 策定

本ガイドラインは、第72回全国植樹祭を実施するに当たって、招待者・運営スタッフをはじめとする第72回全国植樹祭関係者の安全・安心を確保するとともに、体調不良者発生時に的確な対応を実施するための基本的な対策を定めたものです。第72回全国植樹祭に関わる全ての関係者は、本ガイドラインに基づいた対応をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、一部内容を見直すことがあります。

【用語の定義】

・第72回全国植樹祭関係者（以下、「植樹祭関係者」という。）

① 招待者等：招待者および招待者の随行者

② 運営スタッフ等：出演者および出演者の引率・随行者、実施本部員・協力員、宮内庁職員、委託業者、おもてなし広場出展者、報道関係者

・式典会場

両陛下のご臨席を賜り、甲賀市鹿深夢の森にて式典行事を行う会場（おもてなし広場を含む。）

・招待者植樹会場

甲賀市鹿深夢の森、大津市比叡山、甲賀市みなくち子どもの森、東近江市市原にこにこの森にて招待者が記念植樹を行う会場

・荒天会場

荒天時に記念式典を行う会場

1 新型コロナウイルス感染症の基本的な対策

全ての植樹祭関係者は、第72回全国植樹祭（以下、「大会」という。）10日前（5月26日）以降、以下の取り組みを実施する。

（1）基本的な対策に基づく具体的な取組

① 3密（密閉・密集・密接）の回避

ア 屋内の車両内、控室、昼食場所等の密閉された空間の換気

イ 屋内・屋外ともに、密集回避のために、密が発生しない間隔の保持

ウ 混雑・密集を避ける対策

② 飛沫感染・接触感染防止

ア 全ての植樹祭関係者は不織布マスク（以下、「マスク」という。）着用を原則とし、大きな声での会話等を控える。（※1）

イ 運営スタッフ等は、透明ビニールカーテンを設置し飛沫防止策を徹底する。

※1 式典の演出の都合上マスクの未着用が必要なものについては、PCR検査または抗原定性検査により陰性であることを証することにより、最低限必要な範囲においてマスクを外すことができる。

③ 殺菌・消毒の徹底

ア 全ての植樹祭関係者がこまめな手洗いや手指消毒を行うことができる環境を整備し、手指消毒液を設置するとともに、消毒を促す掲示を行う。

イ 衛生的な環境を保つため多数の人が触れやすい場所では、清掃や消毒を定期的を実施する。

ウ 清掃時には、手袋・マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。

④ 体調管理・確認の徹底

ア 全ての植樹祭関係者に対し、運営スタッフ等による集合時等、当日中の検温を実施し、体調確認を徹底するとともに、体調不良者は参加できないことを通知する。

イ 全ての植樹祭関係者に対し大会 10 日前（5 月 26 日）以降にセルフチェックシートに定める事項（下記に記載する。）に該当する項目がある場合、参加出来ないことを事前に周知する。なお、該当する項目が 1 つ以上ある場合は、セルフチェックシートの記載の連絡先に直ちに電話で報告する。

○37.5 度以上の発熱または平熱を超える発熱（平熱比 1 度以上）

①咳（せき）、痰、咽頭痛、鼻水など風邪の症状がある

②頭痛がする

③強いだるさ（全身倦怠感）がある

④息苦しさ（呼吸困難）がある

⑤吐き気、嘔吐がある

⑥食欲がない

⑦味覚や嗅覚に異常を感じる

⑧関節痛や筋肉痛がある

⑨下痢をしている

⑩意識障害がある

⑪けいれんがある

⑫結膜が充血している

❶新型コロナウイルスに感染（陽性）した、または過去 7 日以内に感染者と濃厚接触（※ 2）があった

❷過去 7 日以内に感染が疑われるもの（※ 3）が身近にいた

❸過去 7 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触があった

※ 2 濃厚接触とは、「保健所等の調査により濃厚接触者と判断された者」と定義する。

※ 3 感染が疑われる者とは、「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者」および「医師が感染の疑いありとして PCR 検査等の受検を推奨し、未受検および検査待ちの者」と定義する。

ウ 体調管理に応じない、または適切に健康管理がされていないと第 72 回全国植樹祭滋賀県実行委員会（以下、「滋賀県」という。）が判断した場合、参加できないことを通知する。

⑤ 広報・周知の徹底

ア 式典会場などあらゆる場所で感染症対策に関する注意喚起を掲示する。

イ 招待者等については、事前に送付する案内状にて、大会 10 日前（5 月 26 日以降）からの感染症対策を求める。また、運営スタッフ等については、事前に開催する業務説明会などで感染症対策を周知する。

ウ 接触確認アプリや各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促進する。

⑥ 陽性者・体調不良者発生時等の体制構築

ア 式典会場における医師、看護師、救急隊員の配置および体調不良者搬送車を配備する。

イ 体調不良者発生時は、運営スタッフが対応し、必要に応じて地元消防本部に連絡する。

2 場面別の対策

(1) 宿泊施設・受付場所・朝食会場

- ・ 県外の招待者および運営スタッフ等の宿泊施設は原則として1人1部屋とする。
- ・ 招待者については、前日のチェックイン時および当日朝の受付時に検温実施とセルフチェックシートによる確認結果に異常がなかったことを確認する。体調不良者は参加を認めない。
- ・ 招待者等受付時にアルコールウェットティッシュを配布する。
- ・ 別の都道府県招待者との会食、新型コロナ安心・安全認証店舗以外での飲食、および5名以上での会食を避ける。

(2) 輸送バス

- ・ バス乗車前の待機列の距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・ 車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・ 原則として、乗車人数は定員の半分とし、座席は窓側のみ（ただし、最後部座席の中央席や補助席等を使用することがある。）を使用して、3密を回避する。
- ・ 往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席することを促す。
- ・ バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。
- ・ バス運行会社には、バス車内の換気など、「貸切バスにおける新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」に沿った運行の徹底を求める。

(3) 式典会場

- ・ 招待者数を3,000人から1,000人に規模縮小して実施する。
- ・ 式典行事において、合唱、吹奏楽等、多数の人が息を強く吐く演出は映像や録音を利用する。
- ・ お手植え、お手播きにおいて、天皇皇后両陛下への道具等の受け渡しは直接行わない。
- ・ 密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・ 式典会場に入場できる者については、実行委員会が発行するIDカードの交付を受けたものに限定することで、入場者を把握する。
- ・ 3密防止のためのサイン表示や掲示板等を、可能な範囲で設置する。
- ・ 式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・ 式典会場入口において、手指消毒、マスク着用について、運営スタッフ等を配置して確認する。
- ・ 招待者席では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・ 式典会場内において、総合案内所などの対面会話のある場所においては、ビニールカーテンを設置するなどの感染対策を実施する。
- ・ 不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・ マスク着用や適切な距離を確保するため、運営スタッフは必要な注意喚起を行う。

- ・出演者や実施本部員・協力員等の控室においては、3密防止のため、利用時間を割り当て、分散する。
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用および手指消毒を徹底する。
- ・招待者等は、自席で黙食し、飲食後は速やかにマスクを着用する。(体調管理のため、水分補給は許容)。
- ・運営スタッフ等は、控室で黙食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後は速やかにマスクを着用する。(体調管理のため、水分補給は許容)。
- ・医師、看護師、救急隊員の配置および体調不良者搬送車を配備する。
- ・おもてなし広場での飲食は、これを認めない。(体調管理のため、給水所での水分補給は許容。)

(5) 荒天会場

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・3密防止のためのサイン表示や掲示板等を、可能な範囲で設置する。
- ・荒天会場に入場できる者については、実行委員会が発行するIDカードの交付を受けたものに限定することで、入場者を把握する。
- ・会場周辺におけるIDカードの交付を受けた者以外が会場に入場しないための措置を適切に講じる。
- ・荒天会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフを配置し、距離(原則1.5m程度)を確保する。
- ・招待者席は固定座席を使用し、座席間隔を空けることで、距離(原則1.5m程度)を確保する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所(机等)はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・マスク着用や適切な距離を確保するため、運営スタッフ等を配置し、必要な注意喚起を行う。
- ・荒天会場内は、密集を回避し、こまめな換気を実施する。
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用および手指消毒を徹底する。
- ・体調不良者発生時は、運営スタッフが対応し、必要に応じて地元消防本部に連絡する。

3 関係者別の対策

(1) 招待者等

① 県外招待者

ア 6月4日までの対応

- 事前に、招待者等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- 大会10日前(5月26日)以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- 大会10日前(5月26日)以降は、居住都道府県の方針に即した対策を徹底する。

イ 6月4日の対応

- 6月4日は指定宿泊施設(原則1人1部屋)に宿泊していただくとともに、指定宿泊地にて前日受付を行う。
- 前日受付の際に、大会10日前以降にセルフチェックシートによる確認結果に異常がなかったことを口頭で運営スタッフ等が確認し、異常がある場合は、参加できない。また、運営スタッフ等による非

接触型体温計による検温を実施し、37.5 度以上の発熱または平熱より 1 度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。

iii 来県後、別の都道府県招待者との会食、新型コロナ安心・安全認証店舗以外での飲食、および 5 名以上での会食は避ける。

ウ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、体調に異常（1 (1)④イに記載した症状をいう。）がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5 度以上の発熱または平熱より 1 度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（原則 1.5 m 程度）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・原則として、乗車人数は定員の半分とし、座席は窓側のみ（ただし、最後部座席の中央席や補助席等を使用することがある。）を使用して、3 密を回避する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席への着席を促す。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則 1.5 m 程度）を確保する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、着席し、距離（原則 1.5 m 程度）を確保する。
- ・招待者等は、自席で飲食し、飲食後は速やかにマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容）

②県内招待者

ア 6 月 4 日までの対応

i 事前に、招待者等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。

ii 大会 10 日前（5 月 26 日）以降に 1 (1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。

iii 大会 10 日前（5 月 26 日）以降は、県ホームページ「滋賀県コロナ対策重点措置」の記載事項を徹底する。

- ・基本的な感染対策の徹底
- ・不要不急の都道府県間の移動は控える
- ・会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル 4 人以内・2 時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫をして行う など

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、体調に異常（1(1)④イに記載した症状をいう。）がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、往路と復路では同一車両を利用し、同一の座席に着席する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を植樹祭関係者へ事前案内するとともに、運営スタッフからも、積極的に注意喚起する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・運営スタッフ等の指示のもと、着席し、距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・招待者等は、自席で飲食し、飲食後は速やかにマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容）

(2) 運営スタッフ等

① 県外の運営スタッフ等

ア 6月4日までの対応

- i 事前に、運営スタッフ等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していただけない場合は、参加はできない。
- ii 大会10日前（5月26日）以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- v 大会10日前（5月26日）以降は、居住都道府県の方針に即した対策を徹底する。
- vi 来県時の宿泊は、原則1人1部屋とする。
- vii 来県後、新型コロナ安心・安全認証店舗以外での飲食、および5名以上での会食は避ける。

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、体調に異常（1(1)④イに記載した症状をいう。）、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。

- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さないこと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は事前に配布したマスクを着用し必要に応じて、フェイスシールドを併用する。
- ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則 1.5m程度）を確保する。
- ・不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
- ・運営スタッフ等は、控室で飲食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後は速やかにマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容。）
- ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用や手指消毒を行うなどの対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は、3密防止のため、控室の利用時間を割り当て、分散する。

②県内の運営スタッフ等

ア 6月4日までの対応

- 事前に、運営スタッフ等に対し、感染拡大の防止のために遵守すべき事項を明示する。遵守していけない場合は、参加はできない。
- 大会10日前（5月26日）以降に1(1)④イに記載した症状等がある場合は、参加はできない。
- 大会10日前（5月26日）以降は、県ホームページ「滋賀県コロナ対策重点措置」の記載事項を徹底する。

（詳細は、滋賀県HP「滋賀県コロナ対策重点措置」参照）

- ・基本的な感染対策の徹底
- ・不要不急の県をまたいだ移動は控える
- ・会食はいつも一緒にいる人と認証店舗でマスク会食・同一テーブル4人以内・2時間までを目安とするなど感染リスクを下げる工夫をして行う など

イ 大会当日の対応

i 受付時

- ・当日受付時に、体調に異常（1(1)④イに記載した症状をいう。）、1(1)④イに記載した症状がないかを、運営スタッフ等が確認し、症状がある場合は、参加はできない。また、運営スタッフ等による非接触型体温計による検温を実施し、37.5度以上の発熱または平熱より1度以上の発熱があり、日陰等で一定時間休んで再度検温しても同様の場合は、参加はできない。

ii バス移動時

- ・バス乗車前の待機列の距離（原則1.5m程度）を確保する。
- ・車内には手指消毒液を設置し、乗降車時の消毒を徹底する。
- ・乗車率は原則として定員の半分とし、座席は窓側のみを使用して、3密を回避する。
- ・バス乗車時には、マスクの着用を徹底するとともに、車内での会話は控える。

iii 式典会場内

- ・密集しないこと、体調不良等の場合は参加しないこと、マスクを着用すること、大声を出さない

- こと、対面での会話を避けること、こまめな手指消毒を行うことなどの感染対策を実施する。
- ・運営スタッフ等は事前に配布したマスクを着用し必要に応じて、フェイスシールドを併用する。
 - ・式典会場入場時や、会場内のトイレ等での待機列では、運営スタッフ等を配置し、距離（原則 1.5 m程度）を確保する。
 - ・不特定多数が接触する可能性がある箇所（机等）はあらかじめアルコール等による消毒を行う。
 - ・湯茶や弁当配付を行う運営スタッフ等は、手袋の着用や手指消毒を行うなどの対策を実施する。
 - ・運営スタッフ等は、控室で飲食し、人と人との距離を十分に確保し、対面せず、飲食後は速やかにマスクを着用する。（体調管理のための水分補給は許容。）
 - ・運営スタッフ等は、3密防止のため、控室の利用時間を割り当て、分散する。

4 その他の対応

(1) セルフチェックシートの保管について

すべての植樹祭関係者はセルフチェックシートを開催後1か月は保存することとし、滋賀県の求めがあった際は速やかに提出することとする。

(2) 大会実施後における植樹祭関係者の対応

全ての植樹祭関係者は、大会実施後10日間以内に新型コロナウイルス感染症に感染した場合、滋賀県へ速やかに報告していただくものとする。

(3) 接触確認アプリ登録の推奨

全ての植樹祭関係者に対して、厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）および「もしサポ滋賀」の登録を推奨し、感染が確認された場合には、上記アプリの指示にしたがって、必要な措置を取るものとする。

(4) 実施判断

大会の開催前に運営スタッフ等の感染が判明した場合、関係者に感染が広がっていないと判断される場合は、原則として、大会を実施するものとする。

ただし、濃厚接触者の人数等からクラスターの発生が懸念されるなどの場合は、大会の実施可否について検討する。

5 感染状況に応じた開催判断について

今後の感染状況に応じ、国や都道府県の施策を踏まえ、招待者の参加数を減らすなど、更なる感染防止策を講じることがあるとともに、感染状況の深刻度に応じ、大会のあり方自体の見直しも含めた対応を講じることがある。